日本高齢支援センター・自然災害対応業務継続計画(策定・令和3年9月21日)

1, 事業・業務内容を確認する

介護保険法に基づく居宅介護支援の事業を行う。

介護サービス・医療・保健サービス等の利用により自宅にいる要介護高齢者(利用者)の生活維持及び介護 状態の改善をもたらすマネジメントを提供する

当事業所が災害等による被害を受けたとしても早期の業務開始及び事業の継続がないと要介護高齢者の生活に支障をきたし、地域の介護サービス事業者の事業に影響を与える。

2, ハザードマップによる被害把握

事業所所在地のハザードマップをもとに土砂災害洪水・津波・液状化の被害を確認

3, 事業・業務継続に取り組む目的

- 1. 介護支援専門員の安全を確保し業務を確保して従業員とその家族の生活を守ること
- 2. 業務を提供して生活を支えている利用者の安全と生活を維持すること
- 3. 居宅介護に欠かせない介護サービス事業者が行う介護の利用者への提供を確保すること
- 4. 医療機関(調剤薬局を含む)の利用者への提供を確保すること
- 5, 感染症による感染者が出たとしても災害時と同じ事態に陥ることなく、従業員、利用者の安全、生活、 業務を確保すること

4. 自然災害等の発生が事業活動に与える影響

(人員に関する影響)

就業中の地震や土砂災害による家屋倒壊による家屋や備品の倒壊による従業員のケガが想定される。

道路の寸断により利用者宅への訪問で困難が予想される。

就業時間外での災害発生では自宅内でのケガが想定される。

(建物・設備に関する影響)

液状化や家屋倒壊により家屋への被害とパソコンなど備品への被害が想定される。

通信回線の分断により介護サービス事業者への情報提供、利用者との連絡に支障が生じることが予想される。

(資金繰りに関する影響)

当社の事業の売上代金(居宅介護支援費)は請求ソフトを介して国民健康保険団体連合会に伝送により請求することから、請求ソフトの不具合の発生と通信回線の切断により請求ができないことが想定される。

実質的に居宅介護支援費の支払いをする(公的介護保険の)保険者に代わり国民健康保険団体連合会に委託している保険者に被害の報告ができずに居宅介護支援費の請求が保険者に対しても不履行となる可能性がある。

(情報に関する影響)

通信回線の障害によりケアマネジメント業務全般が滞る可能性がある。

利用者への電話連絡ができず利用者の安全安否確認、避難したときの避難先所在地の確認ができなくなる。介護サービスを提供する介護サービス事業者の電話やメール、ファックスのよる被害状況の確認ができな

いことから介護サービスの提供に支障が生じる恐れがある。

(その他の影響)

災害により利用者が避難したとき避難先の所在確認と状況・状態の変化の把握を前提にケアマネジメント 業務の提供することになるが、避難先が自治体の指定した事前の避難先とは限らず(知人・友人宅・親族へ の一時避難)、その確認に労力を要することが予想される。

介護サービス事業者での被害によっては介護の提供に支障が生じることが予想され、実際の介護提供が確保できないことも予想される。

医療機関(調剤薬局を含む)の被害によっては医療の提供に支障が生じることが予想される。

5, 事業継続強化の内容

(1)自然災害等が発生した場合における対応手順

初動対応の		初動対応の	発災後の	丰光 县然 6.七点
項目		内容	対応時期	事前対策の内容
	人命の安 全確保	従業員の避	発災直後	事前に避難場所の確認を行い、避難場所を
		難確保		地図にして事業所内の見やすいところに掲
				示する
				避難場所までの経路を複数確認する
		従業員の安	発災直後	携帯電話の番号を従業員相互で共有する
		否確認		メールアドレスを outlook だけでなく、ス
				マホのメールも用意し連絡手段を複数に
				する
				安否確認・状況は管理者が管理者に不都合
1				がある時は次の従事者が把握し全員に共
				有する
				本社に報告する
		利用者への	発災直後	保険者の事業継続力強化計画を確認し避難
		支援提供		場所の確認、設置基準(いつ・収容員数)を
				確認しておく
				避難場所に収容している者の氏名公開があ
				るか否かの確認をしておく
		介護サービ	発災後翌日	地域で介護を提供しているすべての介護サ
		ス事業者の		ービス事業者をリスト化しておく
		被害状況		地域で介護を提供しているすべての介護サ
				ービス事業者との人的交流を確保する
2	非常時の	代表取締役	就業時間では発災後2時間後に、	設置基準の策定
	緊急時体	を責任者と	休日は半日後に立ち上げる	連絡網の整備と点検
	制	した対策本		

		部を立ち上 げる		
3 被	を書状況の把握を書情報の共有	災状況、交通 網の被害、現 別、通信回線 の障害、利用 者の被害状 況、介護サー	に、利用者の被害確認は3日以内に、介護サービス事業所被害状況は2日以内に、医療機関の状況は3日以内それぞれ確認し従業員全員で共有し、介護サービス事業者に対しても情報共有を図る。保険者の対応は随時確認をする。	医療機関(調剤薬局を含む)には事前の協議を依頼する。 保険者には職能団体を通じて打ち合わせ

(2)平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第19条の2による研修、訓練を実施し業務継続計画の見直しを行う。

従業員対象の災害の避難訓練は年1回実施し、災害避難訓練の実施に際しては経営者の指揮のもと行う。 災害対策ではハザードマップの確認を行い避難場所及び避難経路の確認を年1回行い、それらの情報を共 有するための研修を実施する。

利用者を対象とした避難訓練及び情報伝達訓練は利用者を交えての実施は利用者の負担に考慮してシミュレーションにて確認する。

介護サービス事業者を交えた訓練の実施を検討する。

災害の避難訓練を実施した結果を事業継続力強化計画と照らし合わせて不都合な点、実施に至らない点、 検討事項で実現していない事項の洗い出しを行い、事業継続力強化が図られるよう計画の見直しを年1 回行う。